

神戸市ネットモニターアンケート調査結果

テーマ	多様な人材がくらしやすい環境づくりについて
調査期間	平成 30 年 2 月 1 日（木曜）～2 月 14 日（水曜）
設問数	全 12 問（分岐設問のぞく）
対象モニター数	4,210 名
回答モニター数	3,013 名（回答率 71.6%）

【調査結果概要】

<市民福祉に関する行動・意識調査について> P2～P11

今後の福祉施策を検討する際の基礎資料とするために、調査を行いました。

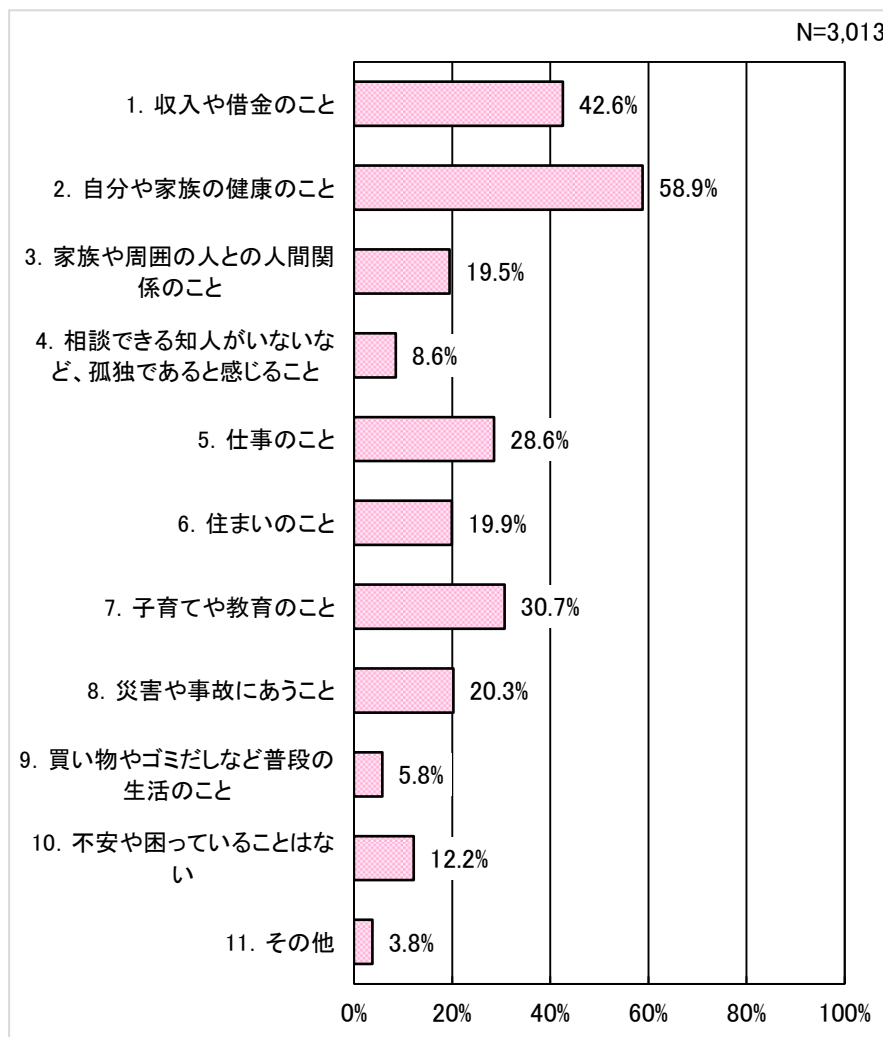
各種福祉に関する相談窓口について、「どこに相談したらよいかわからない」が 36.7%と一番高い割合でした。今後、相談窓口の充実を図るとともに、周知のための広報に努めます。また、福祉施策がどのように進んでいると感じますかという問いについては、「特に感じない」が 57.9%と非常に高い割合となりました。地域における課題や福祉に関して、皆様に関心を持っていただけるよう、効果的な情報発信の方法や仕組みづくりを考えていきます。

<市民福祉に関する行動・意識調査について>

本格的な人口減少社会の到来と超高齢社会の進行に加え、安定した雇用の減少による生活の不安定化、家庭や地域におけるつながりの希薄化など、福祉を取り巻く状況は大きく変化し、市民の抱える福祉課題も多様化・複雑化しています。このような地域の課題に対応するためには、市民・事業者・行政がともに協力し合って考え、決定し、取り組んでいく必要があります。今後の福祉施策の参考とするため、ネットモニターの皆さまの市民福祉についての考えをお伺いしました。

問1

現在不安に思ったり、困ったりしていることがありますか。(該当するものすべて)



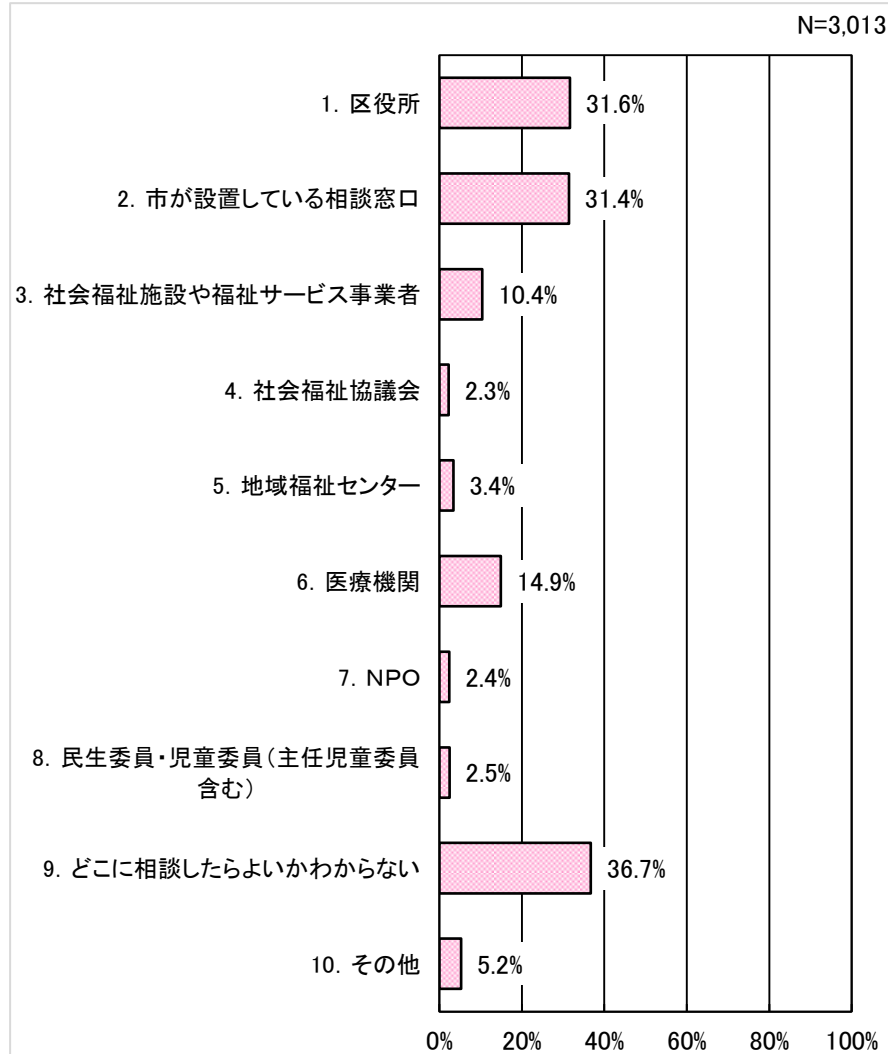
「11. その他」

- ・ 将来のこと
- ・ 老後のこと

など

問2

神戸市では、高齢者や障がい者、子育てや生活困窮など各種の福祉に関する相談窓口を設置しています。あなたは困っていることや福祉に関する相談を家族や知人以外でどこに（誰に）相談しますか。（該当するものすべて）



「10. その他」

- ・ネットで調べる
- ・家族や知人以外に相談をしない
- など

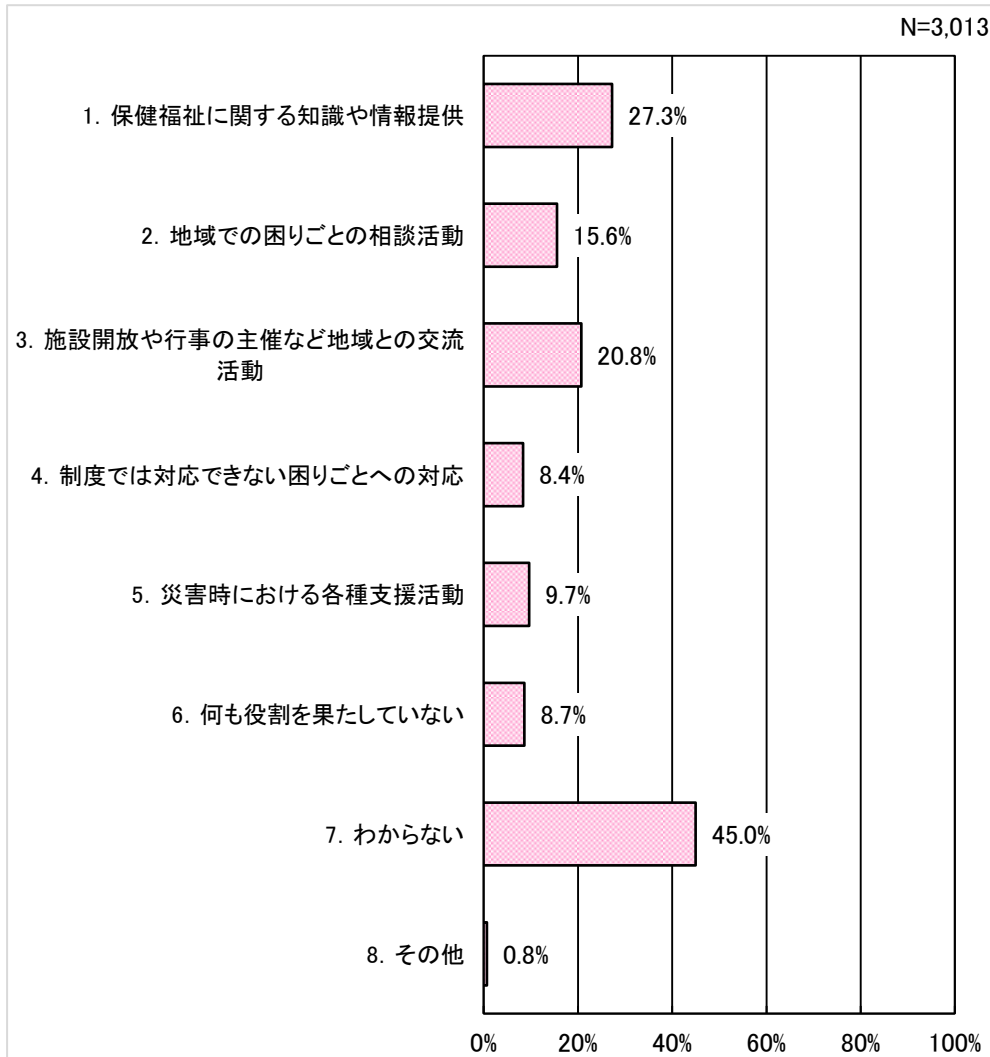
(参考) 福祉に関する相談窓口 (例)

- ・高齢者に関する相談・・・各区役所保健福祉部健康福祉課、あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)(市内 76 ヶ所、在宅介護の相談や保健福祉サービスの手続きができる総合窓口)
- ・障がい者に関する相談・・・各区役所保健福祉部健康福祉課、障害者地域生活支援センター(市内 14 ヶ所、地域で生活するための相談窓口)
- ・子育てに関する相談・・・各区役所保健福祉部 こども家庭支援課、こども家庭センター(市内に 1 ヶ所、子どもに関する相談窓口)、地域子育て支援センター(市内に 12 ヶ所)
- ・地域における身近な相談・・・地域福祉センター(概ね小学校区に 1 ヶ所)

問3

社会福祉法の改正（平成28年4月1日施行）により、社会福祉法人（特別養護老人ホーム、保育所、障害者支援施設など保健福祉サービスを提供する法人）に「地域における公益的な取り組み」を行う責務が明確化されました。

社会福祉法人が地域においてどのような役割を果たしていると感じますか。（該当するものすべて）



「8. その他」

- ・どこに社会福祉法人があるかわからない
- ・何をしているか見えない など

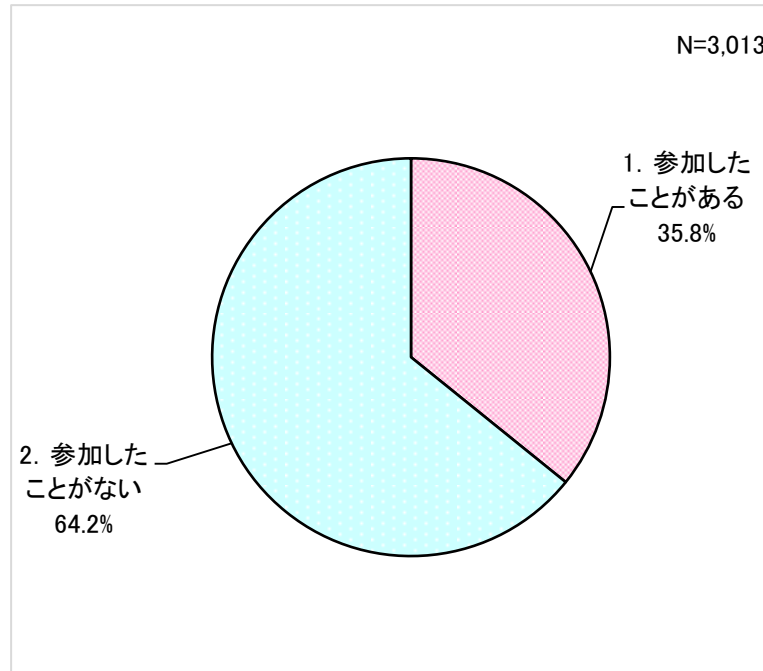
（参考）各区社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）

各区の社会福祉法人を中心に、「各区社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）」を設置し、地域における様々な地域福祉課題への対応について連携しながら、協議・情報交換を行っています。

ごみ屋敷問題のような制度の狭間の問題や子どもの貧困などの地域福祉課題への対応を協議するネットワークです。

問4

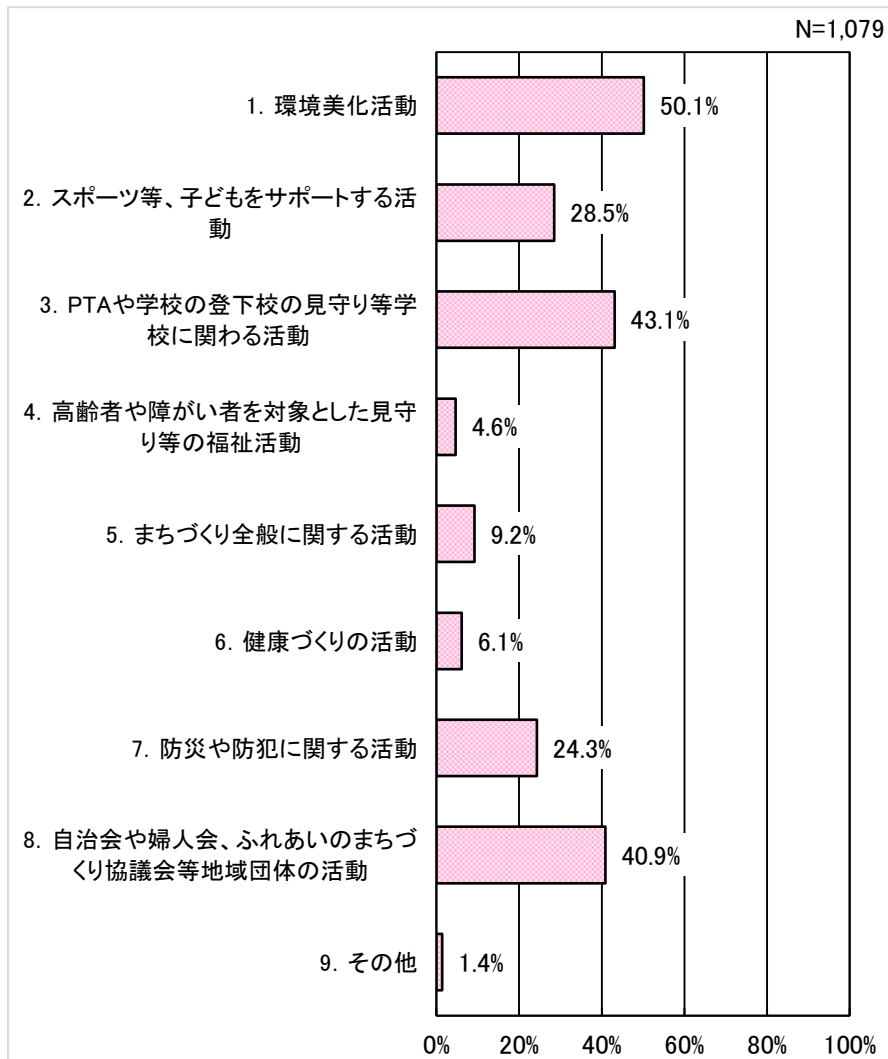
地域活動（美化活動や見守り活動、スポーツ等の活動、防犯活動等お住まいの地域における活動）に参加したことがありますか。



<地域活動に参加したことがある方>

問4-1

参加した地域活動はどれですか。(該当するものすべて)

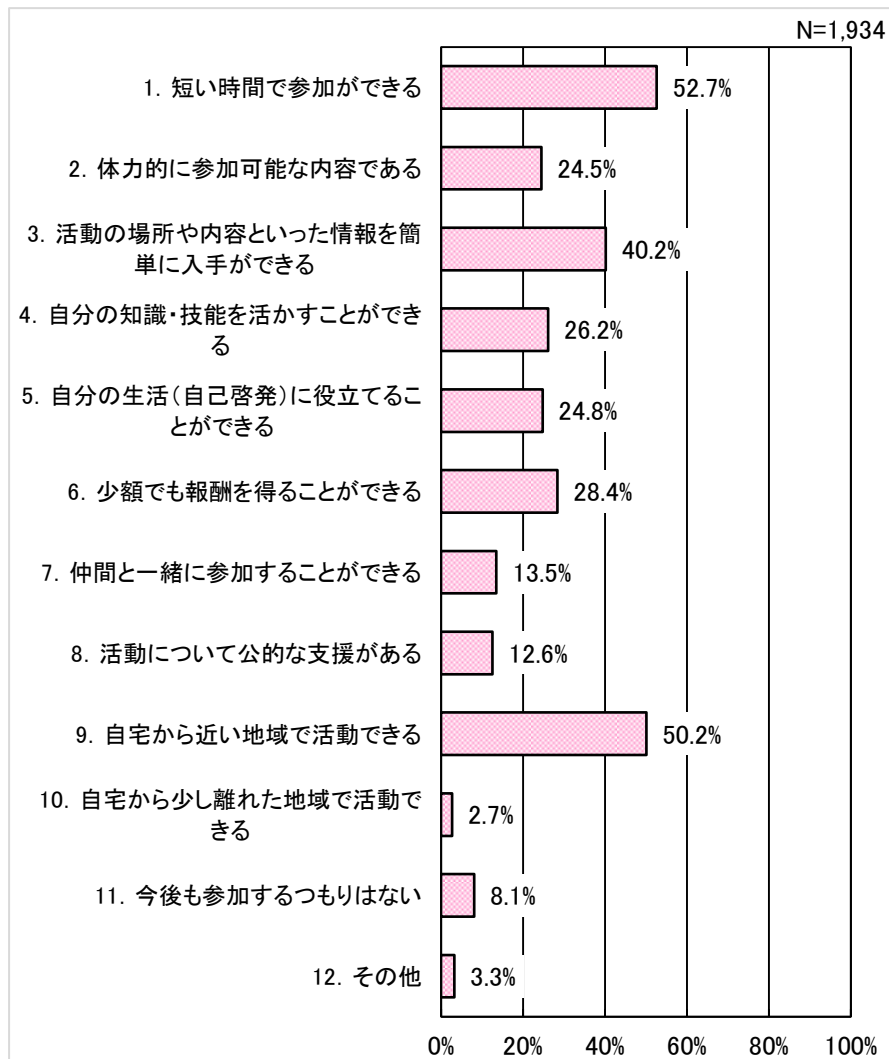


「9. その他」

- ・ 青少年育成協議会
 - ・ こども会
 - ・ 老人クラブが実施する友愛奉仕活動
- など

<地域活動に参加したことがない方>

問4-2 どのような条件が整えば、地域活動に参加しますか。(該当するものすべて)



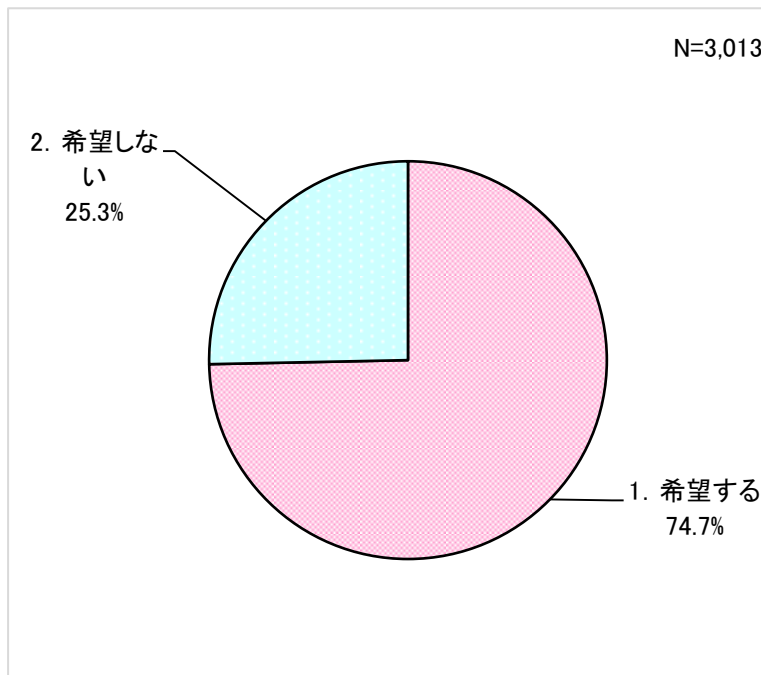
「12. その他」

- ・ こどもと一緒に参加できる
- ・ お知らせや告知があると予定が組みやすい など

問5

平成 25 年 4 月に、神戸市では災害時要援護者※（以下、「要援護者」という）の支援に関する条例が定められています。条例では、災害時に 1 人でも多くの方を助けるために、平常時から要援護者への支援の取組みを希望する地域の支援団体に対し、市が保有する要援護者情報を提供する仕組み等を規定しています。情報を提供する際は、同意（みなし同意含む）に基づく方式をとっています。

あなたやご家族に災害時要援護者の対象となる方がいた場合、災害時に地域の支援団体から避難などの支援を受けるため、あなたやご家族の情報を地域の団体に提供することを希望しますか。（地域の支援団体は、神戸市と守秘義務などの協定を結んでいます）

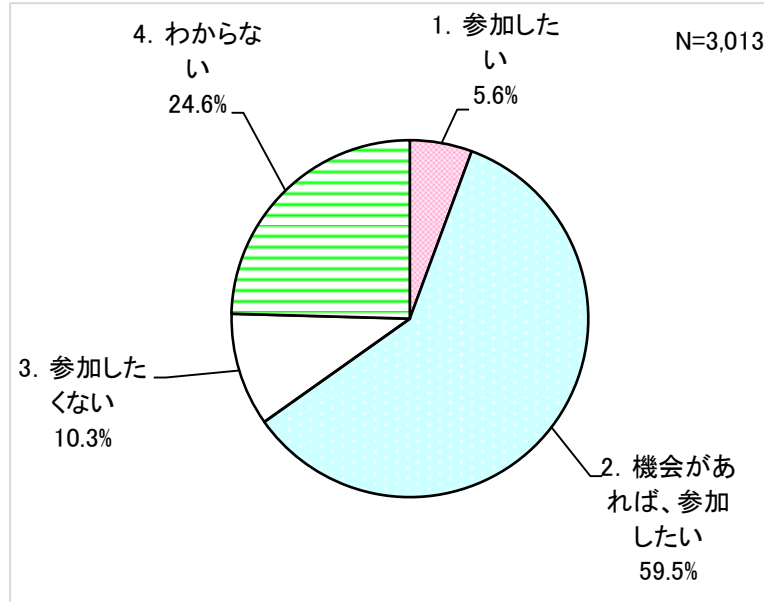


※災害時要援護者：

災害時に安全な場所への避難や避難場所での生活において周りの助けを必要とする方。
介護保険の認定を受けている人、各種障害者の手帳を持っている人、単身の65歳以上の
人、同居している人全てが75歳以上の人、グループホームで暮らしている人、難病の人・
乳幼児・妊産婦のほか災害時に自力での非難が難しい方。

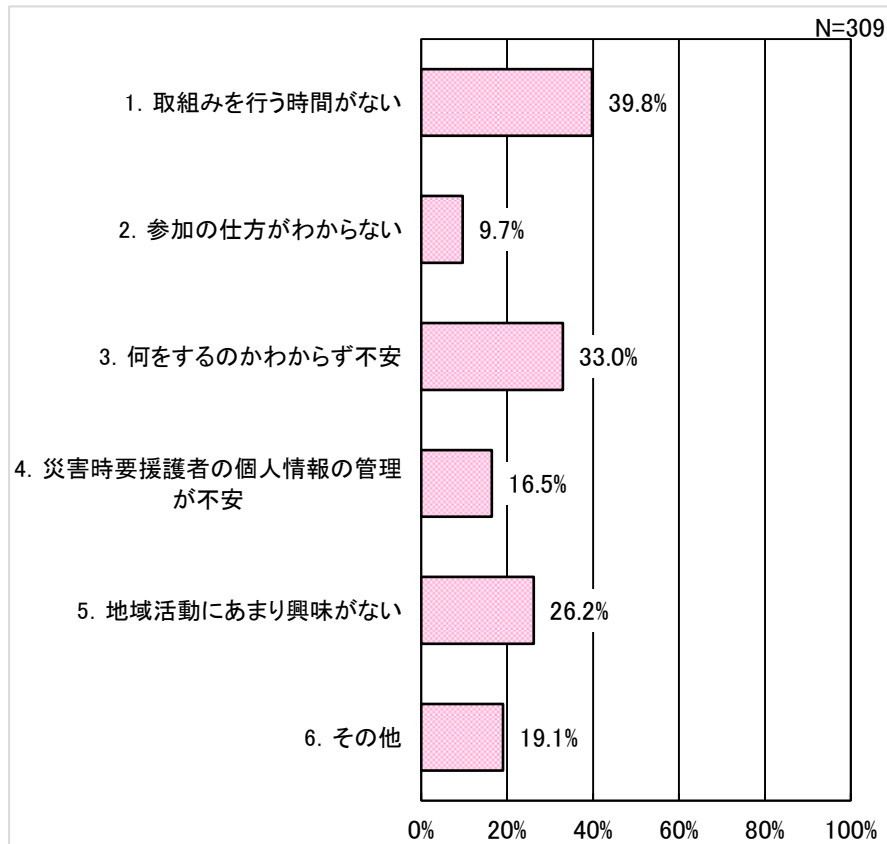
問6

地域の支援団体が避難などの支援を行うために支援者（ボランティア）が必要となりますが、支援者として共助の取組みに参加したいと思いますか。



<支援者として共助の取組みに参加したくない方>

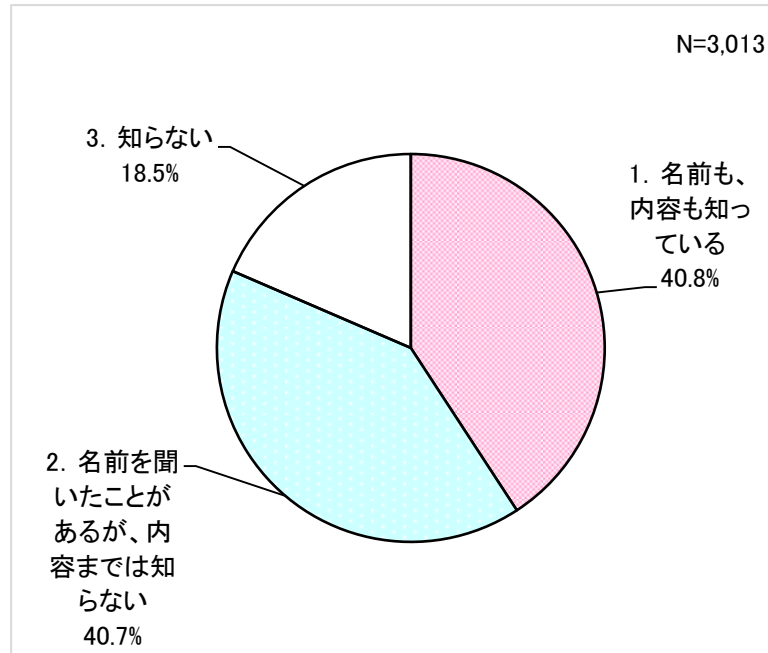
問6-1 参加したくない理由は何ですか。（該当するものすべて）



「6. その他」

- ・自分と家族のことで精一杯
- ・体力的に自信がない
- など

問7 「成年後見制度※」を知っていますか。

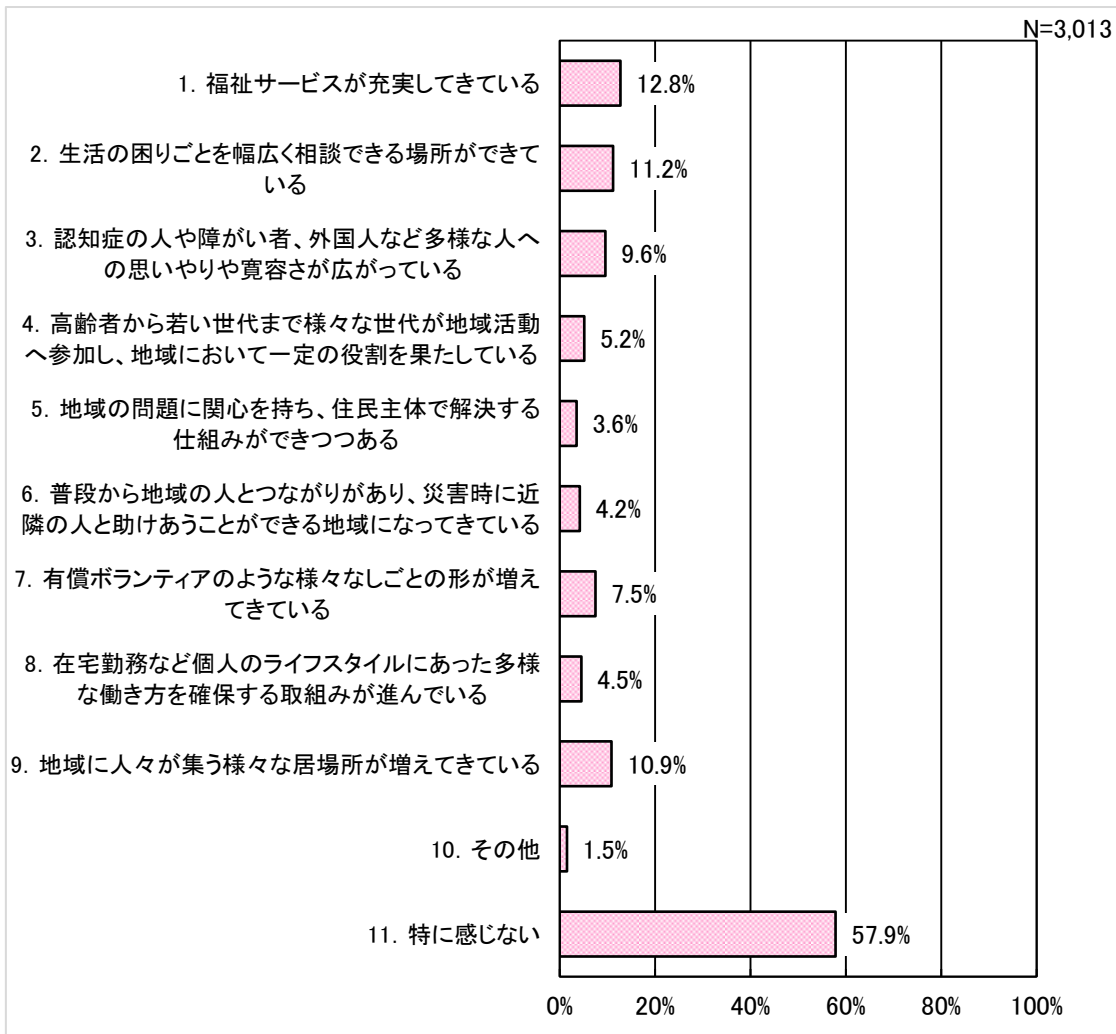


※成年後見制度：認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な方が安心して生活が送れるように、ご本人の財産や権利を保護し生活を支援する制度。

問 8

神戸市では、平成 28 年 3 月に「“こうべ” の市民福祉総合計画 2020※」を策定し、あらゆる人が居場所と役割を得て生活できる地域社会の実現（ソーシャル・インクルージョン）を目指しています。そのために、市民・事業者・行政が連携しながら、福祉施策を進めているところです。

数年前と比べてどのように進んでいると感じますか。（該当するものすべて）



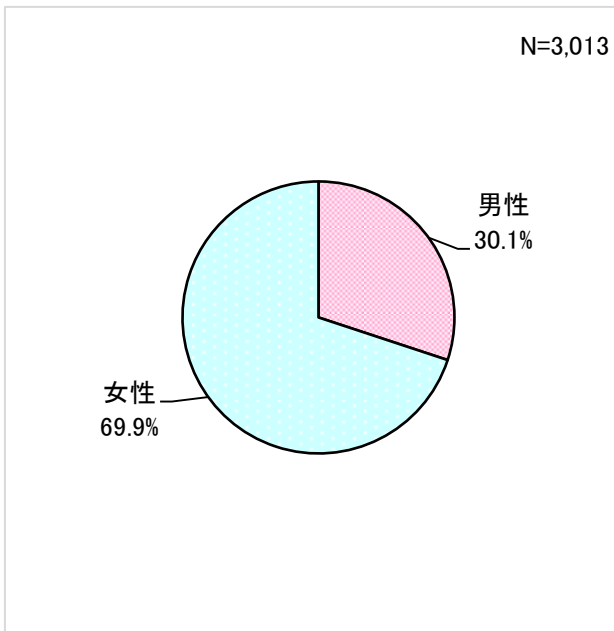
「10. その他」

- ・ 日常生活の中で実感がない。広報紙などでもっと情報発信をしてもらいたい
 - ・ あまり関心がなかったなので、状況が変化しているかわからない
 - ・ 住民の交流が限定的
- など

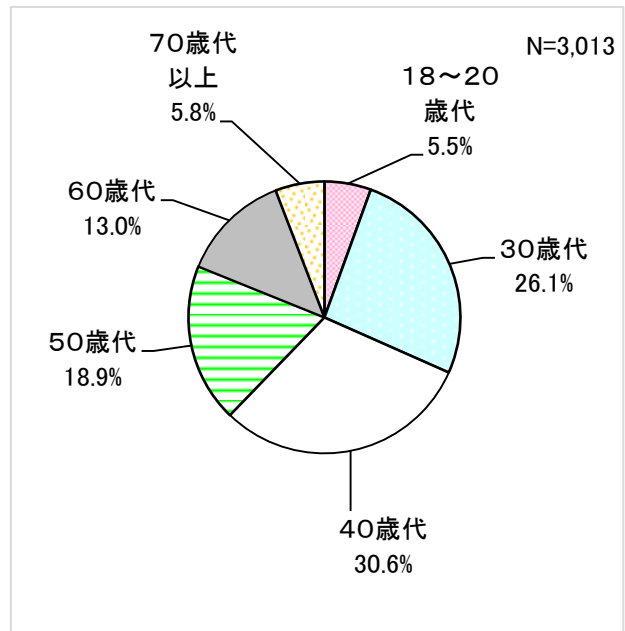
※ 「“こうべ” の市民福祉総合計画 2020」 について、詳しくはこちら

<http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/health/shiminfukushi/plan2020.htm>

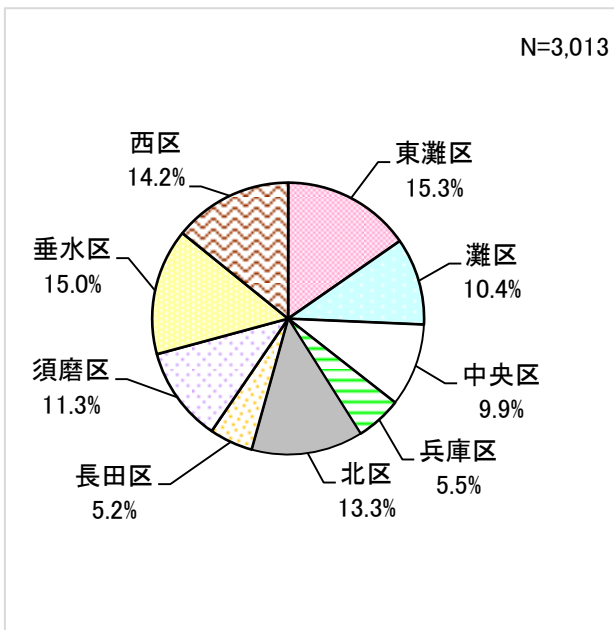
【性別】



【年代】



【居住区】



【職業】

